

群馬大学風水害等の災害に罹災した志願者に係る検定料の免除に関する  
特別措置要項

平成 27. 4. 22 制定  
改正 令和 6. 4. 1

(趣 旨)

第 1 この要項は、風水害等の災害（以下「災害」という。）により罹災した学部、大学院及び専攻科の入学、転学、編入学及び再入学試験の志願者（以下「志願者」という。）への支援のため、検定料の免除の取扱いに関し、特別の措置を定める。

(検定料の免除)

第 2 災害により罹災した志願者に係る検定料は、この要項に基づき免除する。

2 前項の規定にかかわらず、東日本大震災に罹災した志願者に係る検定料の免除に関する取扱いについては、別に定める。

(検定料免除の対象)

第 3 検定料免除の対象者は、出願期限の日から前 1 年以内に、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されている地域において罹災した志願者のうち、次の各号のいずれかに該当する者

(1) 志願者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）の所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊又は流失した者

(2) 学資負担者が死亡又は行方不明の者

(検定料免除の額)

第 4 検定料免除の額は、検定料の全額とする。

(検定料免除の申請手続)

第 5 検定料の免除を受けようとする者は、出願時に、別紙様式の検定料免除申請書を学長に申請しなければならない。

(検定料免除の許可)

第 6 検定料免除の許可は、学長が行う。

(検定料免除不許可の場合の検定料納入)

第 7 検定料免除を不許可とされた者は、群馬大学が定める日までに検定料を納入しなければならない。

(検定料免除の取消)

第 8 検定料の免除を受けた志願者について不正事実が判明した場合は、当該検定料の免除を学長が取り消すものとする。

2 前項の規定により検定料の免除を取り消された者は、群馬大学が定める日までに検定料を納入しなければならない。

(要項の改廃)

第 9 この要項の改廃は、役員会の議に基づき、学長が行う。

附 則

この要項は、平成 27 年 4 月 22 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙様式)

検 定 料 免 除 申 請 書

平成 年 月 日

群 馬 大 学 長 殿

受験番号 ※
--------

連 絡 先  
本 人 住 所  
保 証 人 氏 名  
保 証 人 住 所

平成 年度 (試験名) 試験の  
検定料の免除を、下記申請理由により関係書類を添えて申請いたします。

記

[申請理由：具体的に記載]

- 関係書類は、以下の該当する書類（写し可。）を提出すること。なお、複数該当する場合は、一つの関係書類で可とする。
- ① 学資負担者の所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊  
又は流失した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・罹災・被災証明書等（市町村発行）
  - ② 学資負担者が死亡した場合・・学資負担者の死亡が確認できる書類（市町村発行）
  - ③ 学資負担者が行方不明の場合・・・・・・・・・・届出・未発見証明等（警察署発行）

(備考)

検定料免除の申請は、試験ごとに行ってください。

なお、本学が指定する災害救助法適用地域以外の風水害等の災害の発生により、出願期限までに証明書等が提出できない場合は、本学へ連絡してください。

※印欄は記入しないでください。